

岩手県告示第 466 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり西部九戸河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名称 西部九戸河川漁業協同組合
- (2) 住所 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割 83 番地 1

2 漁業権の免許番号 内共第 19 号

3 変更の内容

第 2 条第 1 項中「指定販売所の」を「指定販売所に」に改める。

第 3 条第 1 項表中「7 月 10 日」を「7 月 1 日」に改める。

第 4 条表中「車門橋」を「蓮台野橋」に、「駒木橋」を「日ノ戸橋」に改める。

第 6 条第 1 項中「小学生」を「中学生」に改め、「中学生又は」を削除し、同条第 2 項中「未就学の幼児、小、中学生又は」を「中学生以下、」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 19 年 6 月 1 日